

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

第1節 災害廃棄物処理実行計画の策定

1 計画策定の目的と位置づけ

災害廃棄物処理実行計画とは、発災後に災害廃棄物処理計画に基づき、被害の状況に応じて災害廃棄物をどのような手順で処理していくのかを示していくものです。

災害時には災害廃棄物の発生量や処理可能量を踏まえ、処理方法・処理体制等を定める必要があるため、実行計画を策定します。

実行計画は、災害廃棄物処理計画を基本とし、発災後に出される環境省災害廃棄物対策指針、山梨県災害廃棄物処理計画を受けて、策定します。

2 計画の体系

実行計画には以下のことを記載します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 災害廃棄物処理実行計画の策定の趣旨 | 3. 災害廃棄物処理の基本方針 |
| (1) 計画の目的 | (1) 基本的な考え方 |
| (2) 計画の位置づけと内容 | (2) 処理機関 |
| (3) 計画の期間 | (3) 処理の推進体制 |
| (4) 計画の見直し | |
| 2. 被害状況と災害廃棄物の量 | 4. 災害廃棄物の処理方法 |
| (1) 被害状況 | (1) 被災家屋等の解体 |
| (2) 災害廃棄物の量 | (2) 災害廃棄物の処理フロー |
| | (3) 災害廃棄物の集積 |
| | (4) 災害廃棄物の選別 |
| | (5) 災害廃棄物の処理・処分 |
| | (6) 広域処理 |
| | (7) 進捗管理 |

3 計画の見直し

実行計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に係る精査を行い、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更があった場合には、適宜計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図ります。

第2節 災害廃棄物処理事業費

被災状況が深刻な場合、本市単独の財政支出のみでは、処理が困難であることが考えられます。その場合、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の申請を検討します。補助金の概要は以下のとおりです。

表 4-1 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要

	項 目	内 容
災害等廃棄物処理事業費補助金	対象事業	市町村（一部事務組合を含む）が災害、その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難施設等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（1947年法律第118号）に基づく避難施設の開設期間内のもの
	補助率	1 / 2
	その他	対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な負担は1割強程度となる。
	項 目	内 容
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設
	補助率	1 / 2
	その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%）があり、財政力補正により85.5%までとなる。

第3節 事務の委託及び事務の代替

本市が甚大な被害を受け、単独での災害廃棄物の処理が困難な場合は、県に事務の委託を依頼します。

また、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）が災害廃棄物の処理を代行できることが定められています。